

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、アルバイトを経て有期雇用契約のシステムエンジニアとして、システム関連業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月又は同年〇月頃から睡眠障害が出現し、体調異変を感じ始め、同年〇月頃には起床困難、抑うつ状態等の症状が出現したという。請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「反応性神経過敏状態の持続による心身の疲弊状態」と診断され、通院加療していたところ、平成〇年〇月末で会社を退職したため、同年〇月〇日、D心療内科に転医し「うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、睡眠障害、意欲低下、抑うつ状態等の症状が顕著となった平成〇年〇月頃にF32の「うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考えてるのが妥当である旨述べているところ、当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、同医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられ

ない。

イ 請求人は、12日間の連続勤務がきっかけとなり本件疾病を発病した旨主張している。

この点、確かに、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの12日間連続して勤務していたことが認められる。もっとも、この間、請求人の勤務が深夜時間帯にまで及んだ日は2日のみであり、連日、同時間帯に及ぶ時間外労働を行ったものとは認められない。そうすると、当審査会としては、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）にあてはめ評価するも、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ 請求人は、請求人と同じ職務に従事している同僚Fとの待遇格差がある旨（乙6）主張している。

同僚Fが契約社員から正規社員に昇格したことは事実であるが、このことは、あくまでも、会社の人事評価に基づく合理的な判断と言えるものであり、同事実をもって請求人が非正規社員であることによる待遇格差があったとは認め難い。また、請求人は、上記主張に関連して、契約社員である請求人の業務評価が正当になされていないとも述べているが、本件における一件記録を精査するも、請求人が非正規社員であることをもって、請求人を不当に評価し、請求人に対し仕事上の差別、不利益な取扱いがなされたとする出来事を確認することはできない。そうすると、当審査会としては、上記主張は認定基準別表1の具体的出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当する出来事として評価することはできず、業務による心理的負荷をもたらす出来事とは認められない。

エ なお、請求人は、平成〇年〇、〇月頃、同僚Gと激しい口論になった旨及び平成〇年〇月から〇月まで継続して、先輩社員Hから、ひどいいじめや嫌がらせを受けた旨述べているが、いずれも本件疾病発病前6か月以前の出来事であり、評価することはできない。

(4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。

(5) 以上を総合すると、当審査会としては、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」

であり、「強」には至らないものと判断する。

(6) 請求人のそのほかの主張について子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。